



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 8 2 号 令和 7 年 1 0 月 2 1 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 3 0	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
5 3 1	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
5 3 2	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
5 3 3	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
5 3 4	地域森林計画を変更したい件	林業振興課
5 3 5	同	同
5 3 6	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
5 3 7	土地改良区の定款の変更を認可した件	同

徳島県告示第五百三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九	訪問介護事業所トクフジ	名西郡石井町石井字石井四七九番地一九	訪問介護	令和七年十月一日
合同会社two-piece	板野郡北島町鯛浜字西ノ須四九番地三	訪問看護ステーションわだち	板野郡北島町鯛浜字西ノ須三四番地四 フローラルハイム二二〇一	訪問看護	同

徳島県告示第五百三十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	
合同会社 t w o o p i e c e	板野郡北島町鯛浜字西ノ須四 九番地三	訪問看護ステーション わだち	板野郡北島町鯛浜字西ノ須三 四番地四 フローラルハイッ 二 三〇一	介護予防訪問 看護	令和七年十月一日

徳島県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年十月二十一日から令和八年二月二十一日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル阿波土成店
所在地 阿波市土成町字遊ヶ原二四番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津二丁目二二番二号	石橋 亮太

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー	福岡市東区多の津二丁目二二番二号	石橋 亮太

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和八年五月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三、三四五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要						
	施設に関する事項	駐車場	駐輪場	荷さばき施設	廃棄物等の保管施設	施設の運営方法に関する事項	項
		位置	位置	位置	位置	小売業を行う者の開店時刻	施設の運営方法に関する事項
		収容台数	収容台数	収容台数	収容台数	小売業を行う者の閉店時刻	
		縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	小売業を行う者の閉店時刻	
		一五五台	二五台	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	小売業を行う者の閉店時刻	
		一六七平方メートル	一六七平方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	小売業を行う者の閉店時刻	
		三九・三立方メートル	三九・三立方メートル	縦覧に供する添付書類に示すとおり	縦覧に供する添付書類に示すとおり	小売業を行う者の閉店時刻	
		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	小売業を行う者の閉店時刻	
		午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	午前零時から午後十二時まで（二十四時間）	小売業を行う者の閉店時刻	

できる時間帯			間
駐車場の自動車の出入口	出入口の数		二箇所
	位置		
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯			縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前零時から午後十二時まで（二十四時間）

二 届出年月日

令和七年九月二十九日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年十月二十一日から令和八年二月二十一日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七〇―八五七。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号。八八―六二―二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿波市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ北島田店
徳島市北島田町二丁目一七番ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示
令和七年徳島県告示第二百六十二号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により徳島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項
必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。
駐車場の用に供する部分は、駐車場法（昭和三十二年法律第六号）等の基準によること。

出入口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等
歩行者の安全を確保し、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。
全ての人が安全かつ快適に利用できる施設となるよう配慮すること。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
店舗内から発生する一般廃棄物は、可燃ごみ又は資源ごみに分別し、減量化を図るとともに、資源ごみについてはリサイクルに努めること。
古紙類については、リサイクルのため古紙問屋に搬入すること。

一般廃棄物の発生の抑制及び再利用並びに適正な処理については、徳島市の施策に協力すること。

4 騒音の発生に係る事項
施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。
周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。

5 廃棄物に係る事項等
店舗内から発生する廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に適正に分別すること。
分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。

6 街並みづくり等への配慮等
周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠、形態、色彩等は避けること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ
2 縦覧の期間 令和七年十月二十一日から同年十一月二十一日まで

徳島県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

吉野川森林計画区（徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡、美馬郡及び三好郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課、徳島県東部農林水産局及び徳島県西部総合県民局

三 縦覧期間

令和七年十月二十一日から

令和七年十一月二十一日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定に基づき地域森林計画を変更したので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告し、地域森林計画の案を縦覧に供する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 森林計画区の名称

那賀・海部川森林計画区（阿南市、那賀郡及び海部郡一円）

二 縦覧場所

徳島県農林水産部林業振興課及び徳島県南部総合県民局

三 縦覧期間

令和七年十月二十一日から

令和七年十一月二十一日まで

備考

当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

徳島県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十九項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

江野島土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	杉 野 康 行		阿南市那賀川町江野島五五一一
同		二反田 正 弘	同 三五四

徳島県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年十月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
阿南市那賀川町	令和七年十月六日
江野島土地改良区	